

各大学における学生の休学中の在籍料等に関する取組状況の調査の結果及び在籍料等に関する留意事項をお知らせするとともに、このことを踏まえ、各大学等における在籍料等に関する適切な対応をお願いするものです。

2 高私行第 2 3 号
令和 3 年 3 月 2 3 日

各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の長

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

学生の休学中の在籍料等に関する留意事項について（通知）

各大学において、休学中の学生に対して、休学中の費用として在籍料や授業料及び施設設備費の一部相当額（以下「在籍料等」という。）を徴収する場合があります。このことに関しては、令和 3 年 2 月 17 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生の休学中の在籍料に関する対応の調査について（依頼）」において、各大学における学生の休学中の在籍料等に関する取組状況を把握するための調査への回答をお願いしたところです。

このたび、本調査について結果をとりまとめましたので、別添のとおりお知らせします。また、本調査の結果を踏まえ、在籍料等に関する留意事項を下記のとおりまとめました。各文部科学大臣所轄学校法人及び大学を設置する各学校設置会社におかれては、設置する大学において、本調査の結果及び下記の事項を踏まえながら、在籍料等に関して適切な対応が行われるようお願いいたします。

記

1. 学生の休学中の在籍料等に関する情報については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 172 条の 2 の規定を遵守し、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法により公表すること。
2. 休学中の学生から在籍料等を徴収する場合には、その徴収が必要な理由や、費用の内訳など、費用徴収における必要性や合理性等について学生に説明し、理解を得るよう努めること。
3. 休学中の学生は授業を受講しないことから、当該学生から授業料の名目で費用を徴収することは適当ではないこと。

別添 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生の休学中の在籍料に関する対応
の調査（概要）

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111（代表）

高等教育局 私学部私学行政課（内2533）

E-mail：sigakugy@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生の休学中の在籍料に関する対応の調査

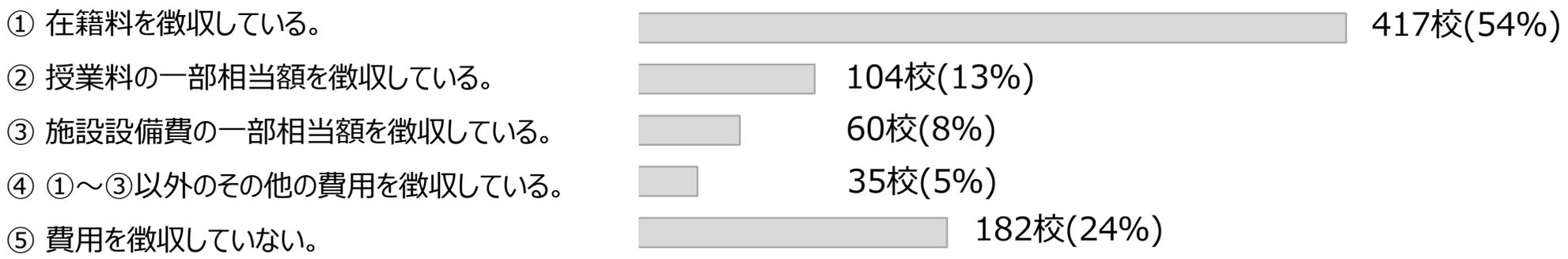
学生が大学を休学する際、私立大学においては、休学中の費用として、在籍料や、授業料や施設設備費の全部または一部相当額を学生に徴収する場合があります。このことに関して、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、学生の経済的な負担を軽減する観点から、休学中の在籍料等の取扱いについて柔軟な対応をお願いしていますが、これらに関する取組状況を把握するため、調査を行いました。

※ 調査対象：全私立大学（短期大学含む） 調査時点：令和3年2月1日 回答校：771校（回答率94%）

1. 休学中の学生への費用徴収の状況

- 学生が休学する場合に、約8割の私立大学が費用を徴収している。
- 費用徴収の主な理由は、休学中であっても提供されるサービスへの対価としての徴収。

✓ 貴学の学生が休学する場合に、貴学として、学生から何らかの費用を徴収していますか？【複数選択】



※その他、徴収額の全額を復学後の授業料に充当する例など。

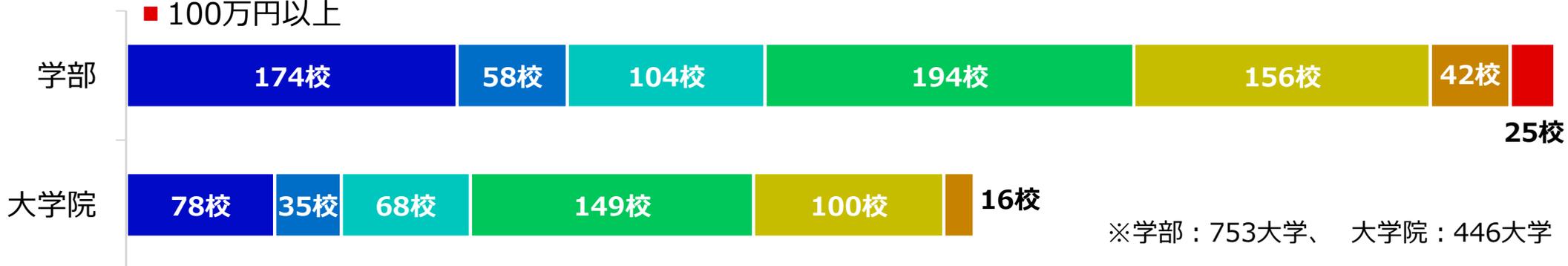
✓ 貴学の学生が休学する場合に、貴学として、学生から何らかの費用を徴収していますか？【自由記述】

- 休学中も大学のサービス（図書館、体育館等の学内施設）を利用することが可能であるため、その費用として徴収している。
- 在籍管理及び事務連絡等のための経費として徴収している。
- 個々のサービスの提供とは関係なく、大学の施設設備等の維持に充てる費用として徴収している。
- 万一の事態に備え、学生保険料として徴収している。
- 大学への在籍を保証する費用として徴収している。
- 足止め留学生を想定し、通信費として徴収している。

※大学からの自由記述回答を基に、文部科学省において回答を分類した。

✓ 学部・学科段階／大学院段階の休学中の在籍料等として徴収する費用の総額はいくらですか？【択一選択】

※年額換算。学部／課程・専攻等により異なる場合は平均的な額。



2. 休学時に徴収する費用についての学生への説明状況

- 全ての大学で説明が行われているが、徴収における考え方を説明している私立大学は少ない。

✓ 休学中に在籍料等を徴収することについて、学生に対して説明がなされていますか？【複数選択】

- | | | |
|--|-----|-------------|
| ① 入学時など、 <u>学生が休学を検討する以前から説明を行っている。</u> | 50% | (293校／589校) |
| ② 学生から休学の相談があった際など、 <u>学生が休学を検討する際に初めて説明を行っている</u> | 59% | (347校／589校) |
| ③ <u>徴収における考え方（徴収が必要である理由、費用の内訳など）</u> について学生に説明を行っている | 18% | (104校／589校) |
| ④ <u>徴収における額や手続のみ</u> について、学生に説明を行っている | 30% | (176校／589校) |
| ⑤ 特段の説明を行っていない | 0% | (0校／589校) |

※本設問については、回答があった全大学（771大学）のうち、休学時に費用を徴収していない大学（182大学）を除く589大学が回答

3. 経済的に困難な学生への配慮状況

- 新型コロナウイルスの影響等を考慮し、5割の私立大学が、経済的に困難な学生に対し、休学中の在籍料等の全額または一部の免除もしくは納付の猶予を行っている。
- 実際に休学を検討する学生が現れれば、対応を検討する大学も存在している。

- ✓ 令和2年12月18日付事務連絡の内容について、学生の経済的な負担を軽減する観点から、経済的に困難な学生に対して、休学中の在籍料等の取扱いの柔軟な対応を行っていますか？【複数選択】

※平時より対応を行っている場合を含む。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について（依頼）（令和2年12月18日事務連絡）

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に困難な学生がやむを得ず大学を休学する場合には、・・・学生の経済的な負担を軽減する観点から、休学中の在籍料等の取扱いについては、柔軟な対応について御配慮をいただくよう、お願いします。

- | | | |
|--|-----|-------------|
| ① 経済的に困難な学生に対し、休学中の在籍料等の 全額を免除 | 4% | (26校／589校) |
| ② 経済的に困難な学生に対し、休学中の在籍料等の 一部を減免 | 4% | (21校／589校) |
| ③ 経済的に困難な学生に対し、休学中の在籍料等の 全額の納付を猶予 | 39% | (227校／589校) |
| ④ 経済的に困難な学生に対し、休学中の在籍料等の 一部の納付を猶予 | 8% | (46校／589校) |
| ⑤ 上記のどれにも該当しない。 | 49% | (292校／589校) |

※⑤には、事務連絡を踏まえて対応の検討中である大学、経済的な理由で休学をする学生がいなかったため対応を行っていない大学、実際に休学を検討する学生が現れれば対応を検討する大学を含む。

※本設問については、回答があった全大学（771大学）のうち、休学時に費用を徴収していない大学（182大学）を除く589大学が回答。